

第 2 期

特定健康診査等実施計画

東京化粧品健康保険組合

平成 25 年 4 月

# 目 次

背景及び趣旨	1
当健保組合の現状	2
特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項	3
1 特定健康診査等の基本的考え方	3
2 特定健康診査等の実施に係る留意事項	3
3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係	3
4 特定保健指導の基本的考え方	3
I 達成目標	4
1 特定健康診査の実施に係る目標	4
2 特定保健指導の実施に係る目標	4
3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標	4
II 特定健康診査等の対象者数	5
1 対象者数	5
(1) 特定健康診査の対象者数	5
(2) 特定保健指導の対象者数	5
III 特定健康診査等の実施方法	6
(1) 実施場所	6
(2) 実施項目	6
(3) 実施時期	6
(4) 委託の有無	6
(5) 受診方法	6
(6) 周知・案内方法	7
(7) 健診データの受領方法	7
(8) その他	7
IV 個人情報保護	8
V 特定健康診査等実施計画の公表・周知	8
VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8
VII その他	8

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっております。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）、及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

本計画は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものであります。

なお、第一期計画期間（平成20年～24年）の各年度における特定健康診査・保健指導の実施率の推移は下表のとおりとなっております。特定健康診査については各年度とも目標を達成しましたが、特定保健指導については各年度とも大幅に目標を下回りましたので、第二期計画では契約健診機関を大幅に増設したり、事業主の協力を得て巡回で実施するなどして、対応します。また、該当者に実施勧奨の案内を自宅や事業所へ送付するなどして実施率向上に努めます。

### ○特定健康診査 (％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目 標	55	60	65	68	70
実 績	64	64.1	69.7	71.1	※74

※24年度は推計

### ○特定保健指導 (％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目 標	25	30	35	40	45
実 績	5.6	14.6	10.5	19.8	※20

※24年度は推計

## 当健保組合の現状

当健保組合は、化粧品の製造業及び販売業、それと密接な関係を有するエステティック業及びこれに従事する者を養成・訓練する事業所が加入している健保組合です。

平成 24 年度末の事業所数は 522 で、全国 28 都道府県に所在していますが、約 7 割が都内に集中しています。

加入事業所は、零細・中小事業者が多く、被保険者 20 人未満の事業所が全体の約 3 割、50 人未満の事業所が全体の 5 割を占めており、1 事業所あたりの平均被保険者数は約 150 人です。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 35.08 歳で、女性が全体の 7 割弱を占めています。

健康診査については、当健保組合の健康管理センター及び契約健診機関（全国 46 都道府県で 515 機関）ならびに健診車による巡回健診および補助金による健診を行っています。

※当健保組合健康管理センター所在地は、東京化粧品健保組合と同じ。

### 平成 23 年度の実施人数

当健保組合健康管理センター	2,212	人
契約健診機関・巡回健診	56,076	人
遠隔地健診補助金	762	人
計	59,050	人

（内訳：被保険者 56,832 人、被扶養者 2,218 人）

### 平成 24 年度の実施人数（推計）

当健保組合健康管理センター	2,142	人
契約健診機関・巡回健診	58,081	人
遠隔地健診補助金	460	人
計	60,683	人

（内訳：被保険者 58,193 人、被扶養者 2,490 人）

# 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

## 1 特定健康診査等の基本的考え方

(一) 国民の受療の実態を見ますと、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人に置き換えてみますと、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。

(二) 糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

## 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者の実施率向上のため、機関誌やホームページ等の媒体を通じ、被扶養者を対象とした各種健診の受診促進を図ります。また、東振協婦人生活習慣病予防健診の案内を、新たに特定健診の対象となった者や、前年度受診して当該年度未受診者に対して自宅へ送付します。

## 3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者の協力を得て、受領します。健診費用は、事業者が負担します。

## 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群としてリスクを抱えるメタボリックシンドローム該当者に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであり、そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を改善することができるように支援することにあります。

第一期特定保健指導では、積極的支援・動機づけ支援ともに、特定保健指導完了者を中心に体重や腹囲の減少、データの改善が見られています。

第二期特定保健指導では、当該者が特定保健指導を受けやすいよう、保健指導実施機関をさらに設け、初めて該当された方に特に積極的に特定保健指導の実施を呼びかけるなど、特定保健指導の実施率増加およびメタボリックシンドローム該当者の減少をはかっていきます。

# I 達成目標

## 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 85%とします。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率 (％)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	80	80	80	85	90	—
被扶養者	30	30	55	60	65	—
被保険者＋被扶養者	70	70	75	80	85	85

## 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 30%とします。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

(人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
40 歳以上対象者	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	—
特定保健指導対象者数 (推計)	2,300	2,300	2,500	2,800	3,000	—
実施率 (％)	20	20	20	25	30	30
実施者数	460	460	500	700	900	—

## 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とします。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### (1) 特定健康診査の対象者数

被保険者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
目標実施率(%)	80	80	80	85	90
目標実施者数	16,000	16,000	16,000	17,000	18,000

被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
目標実施率(%)	30	30	55	60	65
目標実施者数	1,500	1,500	2,750	3,000	3,250

被保険者+被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
目標実施率(%)	70	70	75	80	85
目標実施者数	17,500	17,500	18,750	20,000	21,250

#### (2) 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
動機付け支援対象者	1,000	1,000	1,100	1,200	1,300
実施率(%)	24	24	24	33.3	38.5
実施者数	240	240	264	400	500
積極的支援対象者	1,300	1,300	1,400	1,600	1,700
実施率(%)	16.9	16.9	16.9	18.8	23.5
実施者数	220	220	236	300	400
保健指導対象者計	2,300	2,300	2,500	2,800	3,000
実施率(%)	20	20	20	25	30
実施者数	460	460	500	700	900

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、当健保組合健康管理センター及び、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）をはじめ、全国の契約健診機関又は事業所等への巡回健診により行います。

特定保健指導は、当健保組合健康管理センター及び、東振協をはじめ、全国の契約健診機関又は事業所等への巡回健診により行います。

#### (2) 実施項目

実施項目は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく厚生労働省令「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準等 1 条」に定められています。また、関係政省令及び関連告示の規定に関する実施内容等の詳細については、通知「特定健康診査及び特定保健指導等の実施について」に示しています。

#### (3) 実施時期

実施時期は、通年とします。

なお、東振協婦人生活習慣病予防健診は、春と秋の年度 2 回実施となっています。

#### (4) 委託の有無

特定健康診査・特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等、当健保組合健康管理センターや契約健診機関及び事業所等への巡回健診での受診が困難である場合は、契約健診機関を追加し対応します。特に特定保健指導について実施できる契約健診機関を大幅に増設します。

#### (5) 受診方法

当健保組合健康管理センター及び契約健診機関もしくは事業所等への巡回健診により受診を希望する場合、日時を予約したうえで、特定健康診査又は、特定保健指導を受けます。なお、近くに契約健診機関がなく、特定健康診査が受診できない場合は、遠隔地補助金制度にて対応します。また、特定保健指導に該当した者については、実施健診機関及び健保組合より、自宅や事業所へ実施勧奨の案内を送付します。



(6) 周知・案内方法

周知は、各事業所にパンフレット等を送付するとともに、機関誌やホームページに掲載します。また、被扶養者の特定健康診査の受診率を上げるために、新たな特定健康診査の対象者（40歳到達・資格取得等）や、前年度に受診をして当該年度未受診者、過去未受診者に対して、東振協婦人生活習慣病予防健診の受診勧奨の案内を自宅へ送付します。

(7) 健診データの受領方法

健診データは、電子データ又は紙データを随時（又は月単位）受領して、当健保組合で保管します。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとします。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とします。

(8) その他

健診結果について、異常値を示している項目、異常値の程度、検査項目が示す意義等について、保健師より面接・文書・電話・メール等を利用して、分かりやすく受診者に案内します。

## IV 個人情報保護

当健保組合は、東京化粧品健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を漏洩することはありません。

当健保組合のデータ管理者は、当組合個人情報保護管理規程第二条に基づき、常務理事とします。またデータの利用者は当健保組合職員に限ります。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載します。

## VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、健康管理事業推進委員会及び理事会等において必要の都度、見直しを検討します。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合や、その他必要がある場合には見直すこととします。

## VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させます。